

## 社会福祉法人二色福社会役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二色福社会（以下、「法人」という。）定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条並びに苦情対応規程第13条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下、「役員等」という。）の報酬及び交通費（以下、「報酬等」という。）に関する事項を定める。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、それぞれ、業務に応じた報酬等を支給する。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表1に定める額を支給する。

(2) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

2 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、別表2に定める額を支給する。また、職務のため出張したときは、旅費規程に基づき支給する。

### (評議員等の報酬等の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表3に定める額を支給する。

(2) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

### (評議員選任・解任委員の報酬等の算定方法)

第5条 評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表4に定める額を支給する。

(2) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

2 法人職員を兼務し、職員給与を支給している委員については、前項に定める報酬等を支給しない。ただし、職務のため出張したときは、旅費規程に基づき支給する。

(第三者委員の報酬等の算定方法)

第6条 第三者委員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表5に定める額を支給する。
- (2) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員に対する報酬等については、賃金規程第5条に準じて支給する。

- 2 評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員に対する報酬等についてはその都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程を以て、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、2012年 4月 1日から施行する。

2014年 5月27日改訂

2017年 3月30日改訂

2017年 6月10日改訂

2018年 6月20日改訂

2019年 6月20日改訂

**別表 1（第 3 条関係）**

（ 1 ） 理事長

報酬の額	年額
月額20,000円	240,000円以内

（ 2 ） 理事（長含む）

業務内容	報酬の額	交通費	年額
理事会・評議員会	日額10,000円	実費相当額 ※自家用車の場合は片道 2km以上の場合20円/km	300,000円以内
その他の法人業務	日額 5,000円		

（ 3 ） 監事

業務内容	報酬の額	交通費	年額
監事監査	日額10,000円	実費相当額 ※自家用車の場合は片道 2km以上の場合20円/km	200,000円以内
理事会・評議員会	日額10,000円		
その他の法人業務	日額 5,000円		

**別表 2（第 3 条関係）**

業務内容	報酬の額	交通費	年額
役員業務全般	月額10,000円	—	480,000円以内

**別表 3（第 4 条関係）**

業務内容	報酬の額	交通費	年額
評議員会	日額10,000円	実費相当額 ※自家用車の場合は片道 2km以上の場合20円/km	300,000円以内
その他の法人業務	日額 5,000円		

別表 4 (第 5 条関係)

業務内容	報酬の額	交通費	年額
評議員 選任・解任委員会	1回3,000円	実費相当額 ※自家用車の場合は片道 2km以上の場合20円/km	30,000円以内

別表 5 (第 6 条関係)

業務内容	報酬の額	交通費	年額
第三者委員 業務全般	1回3,000円	実費相当額 ※自家用車の場合は片道 2km以上の場合20円/km	50,000円以内